

統計書を利用される方へ

1 税務統計調査の概要

税務統計調査は、35種類の「一般調査」及び主要税目（申告所得税、源泉所得税及び法人税）について実施している3種類の「特別調査」からなっている。

「一般調査」は、大部分を税務署が調査したものについて、国税局の審査を経て国税庁が集計したものである。

これらは、税務署が統計作成のために、特別に調査を行うのではなく、事務処理の過程から派生的に作成されるもので、原則として全数調査により実施している。

「特別調査」は、「申告所得税標本調査」、「会社標本調査」及び「民間給与実態統計調査」の3種類からなっており、「申告所得税標本調査」及び「会社標本調査」は、税務署が作成した調査票を国税庁において集計したものであり、「民間給与実態統計調査」は、一部の抽出された事業所（源泉徴収義務者）が作成した調査票を国税庁において集計したものである。

なお、これら3種類の「特別調査」の結果については、国税庁において若干の解説を加えた上で、別途刊行物等により一般に公表している。

2 利用上の注意

(1) 本統計書の構成

イ 全体の構成は、第 編総括、第 編直接国税、第 編間接国税、第 編徴収、第 編その他の5編からなっている。このうち、第 編直接国税及び第 編間接国税については、税目ごとに配列している。

ロ 計数は国税局全管分のほか、主要な計数については税務署別又は県別を掲げた。

(2) 単位及び計数の処理方法

イ 各表の計数は、単位未満を四捨五入していることから、各表の内訳と計又は合計が符合しない場合がある。

ロ 金額は、原則として「千円」単位とし、単位未満の計数は「0」とし、該当する計数のないときは「-」と表示した。

ハ 表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものである。

主な統計表の調査対象期間と調査時点

	平成16年												平成17年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
申告所得税	所得												申告又は処理											
源泉所得税	所得												合計表の提出											
法人税	事業年度が終了した法人												申告又は処理											
相続税	相続又は遺贈												申告又は処理											
贈与税	贈与												申告又は処理											
消費税	課税原因(個人事業者)												申告又は処理											
	課税原因(法人)												申告又は処理											
酒税	課税原因												申告又は処理											
たばこ税及びたばこ特別税 揮発油税及び地方道路税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税 電源開発促進税	課税原因												課税(申告又は処理)											
印紙税	証書等の作成												現金納付											